

6 用語の解説

■ 全般

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が 30a(アール)以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

①露地野菜作付面積	15 a(アール)
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみの譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

農林業経営体

これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

- 個人経営体(農家・林家)
一世帯複数経営は別々に把握
- 法人経営体
法人の組織経営体(会社等)を把握(一戸一法人も含まれる。)
- 非法人の組織経営体
法人化していない組織経営体を把握。

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体（農家・林家）

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まない。）

法人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まれる。）

農業経営体のうち家族経営

「農業経営体」のうち、個人経営体（農家）及び法人経営のうち一戸一法人をいう。

（本市の場合、平成17年2月1日現在の「農業経営体のうち家族経営」数は1,539経営体、「販売農家」数も同数の1,539戸となっています。）

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

農家

平成17年2月1日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。

販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

株式会社

商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。

有限会社

有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。

その他の各種団体

農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。

世帯員

農家世帯員数

農家を構成する世帯員の総数をいう。

農業従事者

満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間（平成16年2月～17年1月）に自営農業に従事した者をいう。（図1）

農業就業人口

調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多いい世帯員」のことをいう。（図1）

基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。（図1）

図1 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	C		A	A	
	主に家事や育児					B
	その他					

- A 農業従事者
- B 農業就業人口
- C 基幹的農業従事者

土地

経営耕地面積

農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と、耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地面積

所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。

転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。

分類

主副業別分類

農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農林業センサスから採用した。

主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。

副業的農家

65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家を言う。（主業農家、準主業農家以外の農家）

専業農家

世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

兼業農家

世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

単一経営

農産物販売金額の主位部門の割合が総販売金額の8割以上のものをいう。

複合経営

農産物販売金額の主位部門の割合が総販売金額の8割未満のものをいう。

準単一複合経営

農産物販売金額の主位部門の割合が総販売金額の6割以上8割未満のものをいう。

農業経営

契約生産

あらかじめ特定の者（スーパー等小売店を含む。）と売買契約をして農業生産を行っているものをいう。

環境保全型農業

「環境保全型農業の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

地域関係

旧市町村

昭和 25 年 2 月 1 日時点（第 1 回世界農林業センサス）の市区町村をいう。

1950 年のセンサス実施当初から、市町村合併が行われ地域範囲変化してきている状況において、時系列的に比較できる地域区分として設定、利用してきている。

本市では農林業センサス以外の指定統計調査について各々の結果報告書を作成し、その書中に市内 16 ヶ所の公民館管轄区域を区分した統計表を掲載している。農林業センサスではその他の統計資料に掲載された公民館区別統計表を照合して使用する場合は、一部集計地域が異なるので利用の際には注意が必要となる。

なお、大きく集計地域が異なるものは、下記のとおりです。

旧市町村に含まれる行政町丁名	旧市町村	公民館区名
猿田町、若草町、宮北町、寿町、岩井町	毛野村	本庁地区
荒金町	矢場川村	御厨地区

(例)猿田町は他の統計調査では本庁地区で集計していますが、農林業センサスでは毛野村で集計します。